

# 司法福祉学の本質と対象領域に関する考察

藤原 正範

鈴鹿医療科学大学 保健衛生学部 医療福祉学科

## 要 旨

本論文の目的は、司法福祉学の定義に関する先行研究を整理し、改めて、司法福祉という学の本質とその研究対象領域を明らかにするものである。

司法福祉は、1960年代に山口幸男によって提唱された社会福祉学の一分野である。1970～1980年代前半は、少年法改正の動きの中で、司法福祉学はその対抗軸として、青少年の保護、矯正、教育、福祉の専門家を束ねる理論と実践の構築を目指した。

2000年11月、日本司法福祉学会が誕生し、年1回研究誌が発行されるようになった。その内容を見ると、司法福祉の対象領域が児童虐待、介護殺人など家族内暴力、精神障害者の触法行為、社会福祉サービス利用者の権利擁護などと広がってきていることがわかる。司法福祉は、社会福祉の「幸せな状態を作る」という理念に向かって、司法機関の役割、行政機関・民間機関と司法機関の協働を研究対象とする。したがって、研究の対象領域は、1) 非行・犯罪、2) 子どもと家庭、社会福祉サービス、3) 高齢者・障害者と家庭、社会福祉サービス、4) 犯罪被害、5) 社会的弱者の司法活用、などである。

司法福祉学研究が必要とされる背景には、社会福祉の目標である「幸せな状態」という概念が広がってきたこと、その中で対象者と対象者、対象者とその周囲の間の権利の調整が求められる場面が増えてきたことがある。

## 1 本稿の目的

2000年11月、日本司法福祉学会が結成された。学会の理事会が最初に取り組んだ事業は「社会福祉系大学における司法福祉論の開設状況」の調査であった。それによると、調査票を送付し、有効回答のあった大学学部・短大83のうち、「司法福祉論」(科目名は異なっても司法を背景とする福祉サービスに関する科目)を開設しているところが20(24.1%)という結果であった<sup>1)</sup>。

田代国次郎の「これまでの司法福祉の研究動向を社会福祉研究サイドからみる限り、かなり異質で、それが警察庁・法務省所管で刑事政策領域とも深くリンクしていることもあり、当該分野以外の門外漢にはきわめて難解な研究内容となっている」<sup>2)</sup>という指摘にあるように、司法福祉は社会福祉研究者の中で特異な分野と考えられてきた。しかし、回答を寄せた大学学部・短大の4分の1に「司法福祉論」が開設されている事実から、社会福祉の領域で司法福祉がそれなりに認知されていると判断することも可能である<sup>3)</sup>。

ある分野において展開される特殊な社会福祉という意味合いでは、司法福祉は、医療福祉、教育福祉、労働福祉、産業福祉などの分野と横並びに考えられるが、社会福祉との関係ではもっとも遠い印象がある。司法は、その手続き上、人の権利保障を重視するが、司法があくまで結果として人権の剥奪(刑事裁判における死刑)、人権の制限(刑事裁判における懲役・禁錮刑、民事裁判における強制執行)を生み出す可能性を持つことから来るものである。医療分野の福祉、教育分野の福祉、産業分野の福祉、労働分野の福祉などとは異なる司法と社会福祉の関連への洞察が必要と考えられる。

本稿は、司法福祉という言葉の起源からその後の議論の展開を整理し、さらに司法福祉学会設立後の研究動向を見ながら、司法福祉学の本質とその対象領域について考察を加えることを目的とする。

## 2 司法福祉という言葉の起源

司法福祉という用語を公式に、初めて使ったのは山口幸男である。1968年10月の全国司法部職員労働組合の司法制度研究集会に助言者として招かれた山口が、家庭裁判所調査官らを指して「司法福祉」職員という言葉を使用したのが、その起源である<sup>4)</sup>。山口は、法律専門家の裁判官と対比して、当時家庭裁判所調査官の中で起きていた専門職化要求を司法福祉という言葉で包み、その専門性が確立される条件を提示した。

山口が司法福祉という言葉に込めた意味を明文化したのが、「少年刑事政策と司法福祉(1)」<sup>5)</sup>「少年刑事政策と司法福祉(2)」<sup>6)</sup>である。この論文は家庭裁判所調査官としての実務経験、イギリス(プロベーション・ワーク)への留学経験を結実させたものである。

「従来司法ケースワークという類似の用語が、わが国司法のなかで半公的に用いられてきたが、これはあまりに技術的色彩が強く、……使用に耐えない」<sup>7)</sup>とし、司法福祉研究の役割を「一人一人の少年が非行に至る筋道を、少年の要求を明らかにし、何がそれを阻止してきたかを少年とともに事実にもとづいて把握する作業と、問題を国民の前に明らかにし、同時に国民の声を法廷に持ち込む役割の一端をになうこととを結合すること」<sup>8)</sup>と主張した。

山口のユニークさは、保護処分は非行少年に対する「国家的サンクション」<sup>9)</sup>であり、「権利としての保護処分はありえない」<sup>10)</sup>、そこには「反射的效果としての利益」<sup>11)</sup>があるのみであると、少年刑事政策を保安処分の枠でとらえたことにある。その利益を生み出さざるを得なかった事情は、子どもの持つ未成熟性という生物学的根拠によるものでもなく、子どもに対する親の義務の擬制によるものでもなく、「人類の将来はまったく労働青少年の教育にかかっていることを完全に意識した人々の、このような要求に裏打ちされ、何人もこれを無視することの出来ないところの、少年の権利性にある」<sup>12)</sup>とした。

その上で、少年の権利を保障する制度が、少年刑事政策からの検察官の排除と司法福祉のホスト・エー

ジェンシーとしての家庭裁判所の位置づけであるとした。行政機関と異なる司法機関の独立性、透明性こそ保護処分を保安処分にしない仕掛けであるが、司法機関が担えば自動的に司法福祉が実現するのではなく、少年裁判を支え理念に近づけるための市民的運動、被害者への国家補償制度の樹立、司法福祉職員の職場の民主主義の樹立の条件が整うことが必要であると主張するのである<sup>13)</sup>。

### 3 1970年代から1980年代前半までの司法福祉論の展開

#### (1) 家庭裁判所調査官の議論

1970年代から1980年代前半までは、山口とその理論を受け止めた家庭裁判所調査官との議論が、東京家庭裁判所少年調査官室に事務局を置く司法福祉研究会（前身は1964年発足の労働組合の司法制度研究運動サークルであった）で行われ、ここから全国の家庭裁判所に、あるいは家庭裁判所の関係機関に情報発信された。会は総会16回、定例会83回を数え、その成果は「司法福祉」（1970年6月創刊号～1983年5月第6号）に掲載された。

次の2人の家庭裁判所調査官の司法福祉論が代表的なものである。

##### ① 佐野健吾

「少年審判と少年の権利性—『司法福祉』の具体的展開をめぐる—」<sup>14)</sup>、「司法福祉の論点・その素描—定例研究会をふりかえって」<sup>15)</sup>に見る主張は次のようなものである。

「少年法を主軸として、それをめぐる非行問題の分野・領域の独特さを総称して、『少年保護』とはよばず、〈司法福祉〉と名づけ、これを媒介することによって、いっそう少年刑事政策や少年法や家庭裁判所、あるいはそれをめぐる機関や施設の活動の世界を、理論的実践的に構築してゆくことが本質的な課題にせまる」<sup>16)</sup>ことを可能にする。「『司法における福祉』とか『司法による福祉』あるいは『司法と福祉』などという二元

論的あるいは相互関連的に問題認識」<sup>17)</sup>をしてはならない。対象者の権利性に注目し、司法福祉の担い手には「非行を通して提起される少年、保護者を取りまく『権利侵害』を点検し、それを生じせしめている社会的経済的文化的問題状況を明らかにし、そのうえで『権利回復』や『権利要求』の具体的展開を、司法の責任においてなしうる可能なかぎりの処遇を追及してゆけるような鋭い権利感覚」<sup>18)</sup>が求められる。

佐野は山口の「(保護処分)の反射的效果としての利益」という考えを支持し、少年審判例研究に優れた実績を残した<sup>19)</sup>。

##### ② 赤羽忠之

「青少年の人権と司法福祉」<sup>20)</sup>、「随想風『司法福祉』論」<sup>21)</sup>、「非行克服の課題—司法福祉の立場から—」<sup>22)</sup>に見る主張は次のようなものである。

司法福祉は「家庭裁判所を実施主体とする少年刑事政策の主要構成部分である少年処遇政策と、それに規定されて展開される家庭裁判所職員（裁判官と家庭裁判所調査官とを含むが、主体は補助機関としての後者である）の具体的実践」<sup>23)</sup>であり、家庭裁判所調査官の活動領域は「司法内教育」と「条件整備的役割」に二分される<sup>24)</sup>。少年法と教育基本法の目的の同一性に着目し、「司法内教育」を国家教育権の発動領域と考える。少年法の目的である健全育成は対立する人権保障と社会防衛との間を移動する軸であり、「司法福祉は、少年を保護処分からできるだけ解放し、不処分・不開始として、『人権保障』に接近すべき一般教育（家庭教育・学校教育・社会教育など）と連結させるべきことを実践上の重要な課題としている」<sup>25)</sup>とする。「条件整備的役割」は「少年の自己回復力を含む審判関与者の教育力を十分に発揮させ、少年審判に反映させるというマネジメントと、関係諸機関との公的連帯をとり結ぶ活動の総称」<sup>26)</sup>である。

赤羽は家庭裁判所調査官の有する教育機能を強調し、司法内教育と一般教育との共通点を見出す理論と実践を追及した。

## (2) 法律家・法学者の議論

何人かの法律家・法学者によって山口の司法福祉論は積極的に受け止められ、それぞれの立場から論が展開された。

### ① 守屋克彦（裁判官）

「少年審判における司法機能と福祉機能」<sup>27)</sup>における主張は次のとおりである。

少年審判は原理的には「福祉機能の円滑な遂行によって司法機能も実現を見るという関係にある……。実体的な意味における司法機能は、あくまでも福祉機能との関係においては、第二次的、補充的な位置を占めるに過ぎないもの」<sup>28)</sup>であり、「さまざまな形態における地域社会内の教育との関連を保持しながら司法的処遇の形態を考えていく発想こそが、今日の憲法によって導かれている民主主義的な諸価値の実現とそのための教育とを、少年法における少年の健全な育成に矛盾なく結びつけることのできる唯一の論理となり得る」<sup>29)</sup>とする。

### ② 所一彦

「少年審判における司法と福祉」<sup>30)</sup>における主張は次のとおりである。

福祉は「社会防衛と対比した意味での個人の福祉」<sup>31)</sup>でなければならず、「少年自身の至福を究極の目標とするばあいには限定して」<sup>32)</sup>用いられるべきである。したがって、「少年法制は、全体として現行より今すこし福祉の要素を強めるとともに、司法消極主義の方へもう少し傾くのがいい」<sup>33)</sup>のであり、そのため、福祉の積極的、第一次的な担い手である家庭裁判所調査官に対して裁判官は消極的、第二次的な監視者にとどまる必要がある。保護処分は「国に対する少年からの保護請求」<sup>34)</sup>と考えられ、少年との間に合意を成立させるか、成立しない場合は相応のデュープロセスが必要である。家庭裁判所調査官が保護請求をアレンジするにあたって社会防衛の要求への配慮が余儀なくされるとしても、「福祉という理念を明確に打ち出し、そ

れへ向っての一步一步を明確に刻印することは、……意義のあること」<sup>35)</sup>である。

### ③ 前野育三

「司法福祉の課題と展望—少年非行問題を中心に—」<sup>36)</sup>における主張は次のとおりである。

「現行少年法は、保護処分による教育だけを考えているのではない。少年法のもつ教育的機能、ケース・ワーク的機能を基礎に主張されているが、一般教育と連携し、全人格的な教育を目指す可能性をもっている。ここに『司法福祉』への可能性が基礎づけられる」<sup>37)</sup>のであり、その可能性を現実化してきたのは「民主的で有能な実務家の実践と、それを支える運動の成果」<sup>38)</sup>であった。「司法の機能を権利の実現とみるならば、『司法福祉』は司法と福祉の単なる融合ではなく、司法の実質化であり、より高い次元への発展である」<sup>39)</sup>とする。

## (3) 山口司法福祉論に対する批判的見解

### ① 中島庄亮

中島は家庭裁判所調査官であり、司法福祉研究会に所属した。「司法福祉論と少年法の理念」<sup>40)</sup>において、山口の「反射的利益」論、佐野の「権利性突出」論、赤羽の「健全育成二面」論、守屋克彦の「福祉機能優先」論（「」は中島の命名）を相互批判的に検討した。

四者の論について、健全育成思想の把握が等質であること、現行少年法の下での国家と少年個人の対立の認識が批判されてないこと、教育と福祉の区別と相互関係が不明確であること、の三つの弱点を指摘した。中島は、児童憲章の原理に基づく「非行克服」論を提案し、「非行少年の社会的処遇の一般的位置づけを、児童の教育的福祉の取扱いとの関連で明確にし、社会的処遇と司法的処遇の相互関係の民主的な枠組を一般的に提起する」<sup>41)</sup>ことを目指した。

### ② 宮崎昭夫

宮崎は元家庭裁判所調査官の社会福祉研究者である。「司法福祉論序説」<sup>42)</sup>において、山口が定義と対象



把握を明確化せずに研究を進めたために、その主張するところの司法福祉論が少年保護論より総合的であるという論拠、司法福祉が社会福祉の一分野でなく関連分野であるという理由が説明できないと批判した。その上での宮崎の主張は次のようなものである。

司法福祉には政策対象と実践対象があり、その両方を取り上げることによって司法福祉は社会福祉の一分野としての位置づけが得られる。山口の論に欠落した方法・技術論、歴史的視点について、他の社会福祉研究の手法や成果を取り入れる必要がある。また、少年非行に限定せず、家庭紛争、精神障害者に関わる問題を視野に入れなければならない。

### ③ 土井洋一

土井は元家庭裁判所調査官の社会福祉研究者である。「司法福祉研究の課題と展望」<sup>43)</sup>において、「これまでの司法福祉研究は、司法福祉を派生させた少年刑事政策の独自性を重視する反面、少年刑事政策の一般刑事政策的性格と、そこにおける位置づけと役割について、明確な分析努力を欠いてきたように思われる」<sup>44)</sup>とし、司法福祉研究が刑事政策研究の主流からかけ離れた場で孤塁を守ることへの警告を発した。

### ④ 澤登俊雄

少年法学者の澤登は、「刑事法学の動き—山口幸男『少年刑事政策と司法福祉』日本福祉大学研究紀要十四—十五号」<sup>45)</sup>で、山口の論に対する次のような批判を明らかにした。

山口論文の「保護処分の本質は保安処分である」という主張は、現実ではそうであるが、少年法制の宿命ではなく、現行少年法の忠実な理解と運用により変えることが可能である。保護処分と保安処分は明確に区別されるものであり、両者が同一視されるべきではないとした。

澤登と同様の主張は、守屋によってもなされた<sup>46)</sup>。

## (4) この時期の議論の特徴

1970年代から1980年代前半における司法福祉をめ

ぐる議論は、山口の論を中心に行われた。家庭裁判所調査官にとっては自らの職務の位置づけを明確化する試みであり、法律家・法学者にとっては刑事政策の中に福祉という概念をどうなじませるかの探索となった。

この時期の論者が強く意識したのは、1970年に始まり、1976年に中間報告が出された法制審議会少年法部の少年法改正に向けた動きである。少年法改正の推進者は、家庭裁判所の試験観察・保護的措置が司法権の役割を逸脱している、審判不開始・不処分の決定は治安政策上問題があると現行少年法制を攻撃した。司法福祉論はそれを批判し、あるべき少年審判の原理と実践を構築することを目指した。したがって、この時期に強調された共通認識は、司法機関が責任を負うべき社会福祉の分野が存在し、司法機関の独立性、透明性によってその有効性が担保されるという主張であった。

「司法福祉という用語は、価値観を含んだ用語・表現である『説得的定義』なのであって、運動論にとっては有効であろうものの、分析道具としては有効ではない」<sup>47)</sup>とする指摘があるのは、この時期の論稿の主張内容からであろう。また、「司法福祉グループの諸論稿の多くにみられるイデオロギー的色彩」<sup>48)</sup>という言葉に代表されるように、司法福祉論は裁判所当局に歓迎されなかった。

しかし、家庭裁判所調査官が行う実践を福祉という用語でとらえ、実践者・法律家が共に議論した意義は大きい。その科学化が関係諸科学の導入によってのみ果たされるのではなく、実践を対象化することから始めなければならないという視点を示したことは司法福祉論の成果であった。

## 4 1980年代半ばから1990年代までの司法福祉論の動向

### (1) 山口司法福祉論の変化

山口は1970～1980年代に発表した論文に手を加え、1991年に「司法福祉論」<sup>49)</sup>を出版した。ここでも

司法福祉の明確な定義はなされず、その生成過程が次のように説明された<sup>50)</sup>。

- ① 「社会福祉」政策出現を必要とする事態への国家的対応に、司法も一定の役割を持つようになった。
- ② ある種の紛争ないし問題に対しては、裁判自体がその規範的解決と同時に、あるいは規範的解決を可能ならしめるために、問題の実体的解決ないし緩和を図る機能を、あわせて持たざるを得なくなってきた。
- ③ 司法は裁判手続を非訟化する分野を拡大させ、規範的解決に当たって裁判官に大幅な裁量権を与え、あるいは実体的解決・緩和を促進しうるスタッフとの共働を発展させ、また「問題解決」を軸として関係諸機関のヘゲモニーを「法の精神」に添って確立することが期待されてきた。
- ④ 新しい問題、あるいは新しい問題の取り上げられ方（社会保障・社会福祉をめぐる争訟、よい環境の保全をめぐる争訟、消費者保護のための争訟。事後救済司法から予防司法への流れを意味する）は、それにふさわしい司法の新しいシステムの出現を促すことになった。新しい司法システムは今日の社会問題を前にして国民の権利を実質的に実現するような、より高い次元での司法的实践＝司法福祉を求めるものでなければならない。
- ⑤ 司法福祉の実践が科学と法の精神から少しでも逸脱するなら、罪刑法定主義の積極的側面を破壊し、あるいは市民生活上の諸権利を形骸化するなど、国民にとってきわめて厳しい生活統制、育成統制にもなりかねない。

このような経過を前提にして、山口は「『国民の司法活用の権利を実質化し、司法を通じて一定の社会問題の個別的・実体的緩和—解決を追求する政策とその具体的業務』を『司法福祉』と呼んだ場合、それは個別問題の個別的緩和を追及するものではあるが、終局的には司法が責任を負うもの、したがって規範的解決と離れて存在するものではないこと、したがって実体的

解決・緩和も司法過程そのものにおいて展開されるものであるという点で、一般社会福祉業務との間に明確な相違がある。しかも今日まで司法福祉の成果と言えるものがあるとすれば、それは『司法福祉』の舞台を用意するに至った司法システムの出現を前提としつつ、多くの矛盾を抱えながらも自らの任務を自覚した関係職員とこれに協力する多くの国民の良心的実践に負うのである。これこそ司法福祉の存在意義を支えてきたものである。それは単に〈司法という機関の中で、あるいは司法という業務にかかわって展開される社会福祉業務として、機関の特性に制約される側面がある〉というような司法＝家主論的なものではなく、司法と内的に統一され、より高い次元に発展させられた司法業務として把握されなければならない。』<sup>51)</sup>と説明した。

そして、司法福祉の対象を、(1)法律扶助、(2)被害者援護、(3)「少年保護事件」の審判、(4)更生保護、(5)矯正、(6)教護を中心とする児童福祉、(7)「少年刑事事件」の訴訟、(8)「家事事件」の審判・調停とその履行、に関わる8領域とした<sup>52)</sup>。

## (2)「司法福祉の焦点—少年司法分野を中心として—」<sup>53)</sup>

山口の還暦記念出版事業として計画され、ミネルヴァ書房から1994年に出版された加藤幸雄、野田正人、赤羽忠之編著「司法福祉の焦点—少年司法分野を中心として—」には、この時期の司法福祉分野の論稿が網羅されている。総論部分が、山口による「司法福祉の発展」、前野による「司法福祉論と少年法」、加藤による「非行臨床と司法福祉」であり、各論として、少年審判、附添人、保護の措置、少年審判例研究、少年再審問題、家庭裁判所、保護観察、少年院、教護院、児童相談所といったテーマが取り上げられた。

## (3) 桑原洋子

桑原は社会福祉法制の研究者である。「仏教司法福祉論構築にむけての試論」<sup>54)</sup>において、司法福祉を社

会福祉の一分野であるという考えを否定し、司法の役割である規範的解決とケースが司法の場に登場する前から持っていた問題（実体的問題）の解決との関連を考察した上で、「これ（司法ソーシャルワーク）は社会福祉が解決し得なかった問題を、司法がインテークして、規範的解決を経て、問題を実体的解決に導くということである。この解決にむけての一連のプロセスは、司法機関においてのみなし得ることである。ゆえに司法が社会福祉の領域で起こる問題を包含するのである」<sup>[55]</sup>と説明した。そして、「司法福祉の対象となる者は児童から高齢者まで、また民事・刑事を問わず司法過程に係属する者」<sup>[56]</sup>とした。

#### （４）この時期の議論の特徴

1980年代半ばから1990年代にかけての司法福祉をめぐる議論は家庭裁判所調査官論を超え、広く司法と福祉との関係を考察し、そこから司法福祉の本質を導き出そうとする方向に変化していった。山口は、従来主張してきたことを基本にしつつも司法システム全体を視野に入れ、共通となる概念として、社会福祉問題の実体的解決と司法による規範的解決というテーマを探し当て、司法福祉について社会福祉関係者と法律関係者とがともに論じられる基盤を作った。そして、その対象領域は、家庭裁判所の少年分野から、法律扶助、被害者援護、更生保護、矯正、教護、少年刑事事件、家事審判・調停事件へと広がった。

しかし、土井の「総論では司法制度のみ、各論では保護観察等も登場する理論上のあいまいさ」<sup>[57]</sup>、桑原の「司法福祉は社会福祉の一分野として位置づけられるものではない……別個の独立した分野である」<sup>[58]</sup>との指摘に代表される司法と社会福祉の枠組の関係が課題として残った。

### 5 日本司法福祉学会誕生後の研究動向

2000年11月に結成された日本司法福祉学会の規約では、その研究目的を「司法における規範的並びに実体的問題解決の福祉的側面に着目し、問題の適正で妥当な解決を実現することを目指して、これに関連する

分野の学術的研究や実務に携わる者が共同して研究を推進し、もって社会に貢献すること」（日本司法福祉学会規約第3条）と定めた。この規約は、司法福祉の中心テーマが「司法における規範的並びに実体的問題解決の福祉的側面」であることを明文化したものであった。

学会設立後の研究動向を端的に示すものは、研究誌「司法福祉学研究」掲載の論文と全国大会の分科会テーマ（表1）である。前者からは、少年保護を中心としながら、虐待を中心とする子どもの福祉、DVを中心とした家族の福祉、介護殺人という刑事事件を糸口にした高齢者の福祉へとテーマを広げていることがわかる。後者はさらに顕著であり、犯罪被害者問題、子どもの養護問題、社会福祉サービス利用者の権利擁護問題など大きく裾野が広がる傾向がある。

社会福祉は特別な対象者の課題でなくなったと言われるが、司法福祉もまた司法機関内の福祉の実践から解き放たれ、社会福祉各分野の司法活用の問題（最近注目される法令遵守の課題と近接する）、すべての対象者の権利擁護の問題までを視野に入れつつある。学会の研究動向はそのことを明確に指し示している。

## 6 司法と福祉—その二つをどう融合できるか

### （１）司法権と社会福祉

司法福祉の対象領域の拡大は拡散傾向を生むため、今こそ司法福祉学とは何かを追及する試みが重要と考えられるものである。

司法権とは「紛争当事者にとって第三者的地位にある国家機関がその紛争解決のために法を適用・宣言する作用」<sup>[59]</sup>のことであり、憲法により、裁判官の独立（良心に従い、法にのみ拘束される）が保障され、裁判の原則的公開が義務づけられる。司法手続きには、法の厳格な適用と透明性が求められる。裁判は、刑事事件でも、民事事件でも、ときには対象者の権利の制限をもたらす結果を生む。

社会福祉には、「幸せな状態」や「より良い生活」を目指すという目的概念と、実際の社会福祉の諸制度や



表1 司法福祉学会全国大会の分科会テーマ

| 大会日時            | 分 科 会 テ ー マ                                                                                                                                                                                                                              | 分 野                                                                      |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 第3回<br>2002.8.4 | ①成年後見制度の課題<br>②修復的司法の課題<br>③児童虐待ケースにおける警察と児童相談所との協力関係について<br>④児童自立支援施設の現状と課題<br>⑤原則逆送事件と少年事件調査のあり方等の問題について<br>⑥家裁の保護的措置と保護者に対する措置<br>⑦DVに対する警察側の対策に関する考察<br>⑧児童養護をめぐる課題について<br>⑨社会福祉サービスにおける権利擁護について<br>⑩学校における初期非行への対応と警察・児童相談所との連携について | 高齢者<br>少年・犯罪被害者<br>子ども<br><br>子ども<br>少年<br>少年<br>家庭<br>子ども<br>権利擁護<br>少年 |
| 第4回<br>2003.8.3 | ①児童自立支援施設の将来<br>②修復的司法を考える<br>③DV被害者に対する法的・心理的援助の実情と課題<br>④原則逆送と少年院処遇<br>⑤触法精神障害者の処遇を考える<br>⑥福祉サービス利用者の権利擁護と司法、福祉の連携                                                                                                                     | 子ども<br>少年・犯罪被害者<br>家庭<br>少年<br>障害者<br>権利擁護                               |
| 第5回<br>2004.8.8 | ①触法少年の処遇と児童自立支援施設<br>②児童虐待防止—司法と福祉の新しい関係—<br>③福祉サービスと地域福祉権利擁護事業<br>④少年法をめぐる論点<br>⑤家事審判の今日的課題<br>⑥学校の連携を考える                                                                                                                               | 少年<br>子ども<br>権利擁護<br>少年<br>家庭<br>子ども                                     |
| 第6回<br>2005.8.7 | ①少年司法の動向と被害者加害者支援<br>②重大な触法事件をめぐる問題状況<br>③児童自立支援施設と学校教育<br>④プラインドアビュース<br>⑤離婚と子どもの権利保障<br>⑥社会福祉サービスの契約—事例を通して検討する—                                                                                                                       | 少年・犯罪被害者<br>少年<br>子ども<br>高齢者・障害者<br>子ども<br>権利擁護                          |

\* 創立大会と第2回大会は分科会が開催されなかった。

諸活動を示す実体概念の二通りの定義がある<sup>60)</sup>。社会福祉は、目的達成のため立法によって制度の枠組が作られ、主に行政（国と自治体）によって政策が推進されている。

司法権の独立と社会福祉の成立はいずれも日本国憲法によって実現されたものであり、司法福祉は、その前史の存在は確認できるものの、敗戦後の日本社会の所産である。日本国憲法下で、社会福祉問題解決のため、司法機関が関与する次のような立法が実現した。

- ① 家事審判法：「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持」という目的により、家庭福祉問題に司法機関が関わる。児童福祉法・生活保護法・精神衛生法に家庭裁判所（家事事件）が関与する条文が設けられる。
- ② 少年法：少年法と児童福祉法とが目的（健全育成）を共通にし、非行・不良行為のある未成年

者に司法機関と行政機関とが補い合いながら対応するシステムが作られる。児童福祉法に家庭裁判所（少年事件）が関与する条文が設けられる

## （2）最近の動向

ここ数年間で、社会福祉問題に司法機関の関与が求められる領域が大幅に拡大した。それも家庭裁判所だけでなく、一般司法（地方裁判所）へ、そして司法機関の業務と深く関係する警察、法務など行政機関へ、さらには在野法曹にも役割を期待するというように、その領域を大きく広げる方向性が明確になった。次のような法制度の整備がそれに当たる。

- ① 1999年 成年後見制度（民法等の改正）：従来の禁治産・準禁治産宣告制度を改め、高齢者・障害者の権利擁護のための制度を整備した。



- ② 2000 年 児童の虐待防止等に関する法律： 児童の虐待防止を目的とし、必要に応じて警察の援助を受けられることを規定した。
- ③ 2001 年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律： DV の防止とその被害者の保護のため、警察の被害発生防止、援助、地方裁判所による保護命令等を規定した。
- ④ 2003 年 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律： 触法精神障害者の事件再発防止と社会復帰のために、地方裁判所の審判、指定医療機関への入院・通院、保護観察などを規定した。
- ⑤ 2004 年 犯罪被害者等基本法： 犯罪被害者の視点に立った施策、その権利利益の保護のために、国や地方自治体等の果たす役割を規定した。刑事事件公判での犯罪被害者への配慮が盛り込まれた。
- ⑥ 2005 年 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律： 高齢者の虐待防止のため、必要に応じて警察の援助を受けられることを規定した

### (3) 課題の広がりをどう理解するか

司法福祉学会の研究と最近の法制度の動向とは傾向を一にしている。この課題の広がりの背景には、2つの要素がある。

一つには、現在の社会福祉問題が多様化、深刻化しており、またそれと裏腹の関係になるが、社会福祉が目標とする「幸せな状態」や「より良い生活」の概念が広がり、より高次のものへ洗練されてきていることである。社会福祉法で福祉サービスの基本理念として、個人の尊厳の保持、心身の健やかな育成、有する能力に応じ自立した日常生活の営みができるような支援が掲げられるのは、まさにそのことを指す。そのような社会福祉実践においては、当然に、対象者と専門機関、対象者と対象者、対象者と家族・地域など周囲、これらの間の権利調整が必要となる場面が増える。より高次の目標を達成するための社会福祉実践は、司法

機関の関与を要求するのである。

二つ目は、行政機関と司法機関との権限、役割の重なり合いが進んできていることである。現代社会は、行政機関、司法機関のいずれでも対応可能な分野が拡大し、行政機関内に準司法機関が誕生し、司法機関の役割も柔軟になる。したがって、司法福祉の「司法」を司法権に属する裁判所のみとせず、司法権と深く関わり合う警察、法務など行政を含め、その研究対象とすることが妥当であろう。しばしば指摘される行政機関の肥大化へのチェック機能を果たす存在として、司法機関の役割を見直すことも必要である。

この二点から司法福祉学を考察すると、行政・民間機関の社会福祉実践に司法の視点を導入すること、また法令遵守を行き届かせることが、その研究対象に入ることになる。司法福祉の対象は「児童から高齢者まで、また民事・刑事を問わず司法過程に係属する者」すべてであるという桑原の見解は卓見であるが、さらには「司法過程」のみならず、社会福祉の通常の実践過程で行われるべき司法的チェックまでが含まれると考えられるのである。

## 7 司法福祉学の定義と対象領域に関する試論

司法福祉学を「社会福祉の目標である『幸せな状態』に向かって、司法機関の果たす役割、行政・民間機関と司法機関との協働のあり方を研究対象とする学」と定義する。役割・協働には、専門的実践だけでなく、立法を含めた制度設計が含まれる。人の権利が制限される決定や政策遂行において、あるいは、対象者と専門機関、対象者と対象者、対象者と家族・地域など周囲、これらの間の権利調整が必要な場面で、社会福祉に司法が関与すべきか否か、関与する場合はどのように関与するか。司法福祉学は、このような問題を解き明かすことを課題とする。したがって、司法福祉学は社会福祉学の一分野であり、司法福祉の視点を社会福祉実践に遍在させることを目指さなければならない。

その上で司法福祉学研究の対象領域を次のように構想する。

## ① 非行・犯罪

ア 非行少年の審判と処遇, イ 触法精神障害者の裁判・審判と処遇, ウ 累犯者・薬物依存者の裁判と処遇, エ その他

## ② 子どもと家庭, 社会福祉サービス

ア 虐待された子どもへの対応, イ 家庭変動(両親間の紛争など)によって問題を生じた子どもへの対応, ウ 児童福祉の措置を受ける子どもの権利擁護, エ その他

## ③ 高齢者・障害者と家庭, 社会福祉サービス

ア 虐待された高齢者・障害者への対応, イ 家庭・地域と紛争を生じた高齢者・障害者への対応, ウ 福祉サービスを受ける高齢者・障害者の権利擁護, エ その他

## ④ 犯罪被害

ア 犯罪被害者への対応, イ 重大な犯罪が生じた, あるいは犯罪が多発する地域への対応, ウ その他

## ⑤ 社会的弱者の司法活用

ア 社会的弱者の司法機関の活用(法律扶助), イ 社会的弱者の司法参加, ウ その他

## 8 今後の課題

司法福祉学の本質と対象領域を, その歴史をたどりながら明らかにする作業を行った。その時代, その時代の真摯な議論に心打たれ, 先人への尊敬を改めて深めた。実践に科学的視点を当てることから始まり, 共通となる概念を探し求める中で, 山口によって社会福祉問題の実体的解決と司法による規範的解決というテーマが抽出された。それを基本とし, 本稿では試論として司法福祉学の定義と対象領域を提起した。

先人の主張をどこまで正確に把握できたか, 司法権と社会福祉についてそれぞれの専門家を納得させるだけの論理が展開できたかという点では, 必ずしも自信がない。また, 構想する対象領域の各項目に「その他」を設けたことが, いまだ流動的であるという印象を与えるかもしれないと不安を抱くものである。試論としてぜひ批判をいただきたい。

## 註

- 1) 北澤信次: 社会福祉系大学における司法福祉論の開設状況. 司法福祉学研究 2, 14-131, 2002
- 2) 田代国次郎: 司法福祉研究動向と課題. 社会福祉研究入門(田代国次郎, 大和田猛 編). 中央法規出版, 232, 1995
- 3) 前掲 1). 127 (北澤は「社会福祉系大学における司法福祉論は開設数, 比率とも小さい現状」という評価をしている)
- 4) 中嶋庄亮: 司法福祉論と少年法の理念. 司法福祉 6, 10, 1983
- 5) 山口幸男: 少年刑事政策と司法福祉(1). 日本福祉大学紀要 14, 1968
- 6) 山口幸男: 少年刑事政策と司法福祉(2). 日本福祉大学紀要 15, 1969
- 7) 前掲 6). 61-62
- 8) 前掲 6). 84
- 9) 前掲 5). 60
- 10) 前掲 5). 64
- 11) 前掲 5). 64
- 12) 前掲 5). 80
- 13) 前掲 5). 81-82
- 14) 佐野健吾: 少年審判と少年の権利性—「司法福祉」の具体的展開をめぐって—. 日本社会事業大学社会事業研究所年報 7 (8), 45-59, 1970
- 15) 佐野健吾: 司法福祉の論点・その素描. 司法福祉 2, 99-103, 1972
- 16) 前掲 14). 47
- 17) 前掲 15). 99
- 18) 前掲 15). 101
- 19) 佐野健吾: 司法福祉の判例研究—非行克服の実践論を求めて—. 講座社会福祉, 第 9 巻「関連領域と社会福祉」(仲村優一, 佐藤進, 小倉襄二, 一番ヶ瀬康子, 三浦文夫 編), 有斐閣, 293-317, 1983
- 20) 赤羽忠之: 青少年の人権と司法福祉. 講座教育法, 第 2 巻「教育権と学習権」(日本教育法学会 編), 総合労働研究所, 203-231, 1981

- 21) 赤羽忠之：随想風「司法福祉」論．司法福祉 5，77-84，1980
- 22) 赤羽忠之：非行克服の課題—司法福祉の立場から—．司法福祉 6，2-8，1983
- 23) 前掲 20)．214
- 24) 前掲 21)．79
- 25) 前掲 22)．3
- 26) 前掲 21)．79
- 27) 守屋克彦：少年審判における司法機能と福祉機能．刑法雑誌 19（3・4），173-190，1973
- 28) 前掲 27)．183
- 29) 前掲 27)．187
- 30) 所一彦：少年審判における司法と福祉．刑法雑誌 19（3・4），191-205，1973
- 31) 前掲 30)．192
- 32) 前掲 30)．192
- 33) 前掲 30)．200
- 34) 前掲 30)．202
- 35) 前掲 30)．204
- 36) 前野育三：「司法福祉」の課題と展望—少年非行問題を中心に—，犯罪社会学研究 6，1981
- 37) 前掲 36)．8-9
- 38) 前掲 36)．9
- 39) 前掲 36)．12
- 40) 前掲 4)．9-20
- 41) 前掲 4)．20
- 42) 宮崎昭夫：司法福祉論序説．岡山県立短期大学研究紀要 19，105-112，1975
- 43) 土井洋一：司法福祉研究の課題と展望．講座社会福祉，第 9 卷「関連領域と社会福祉」（仲村優一，佐藤進，小倉襄二，一番ヶ瀬康子，三浦文夫 編），有斐閣，332-338，1983
- 44) 前掲 43)．333-334
- 45) 澤登俊雄：刑事法学の動き—山口幸男「少年刑事政策と司法福祉」日本福祉大学研究紀要十四号—十五号．法律時報 43（5），90-93，1971
- 46) 前掲 27)．184-187
- 47) 荒木伸怡：今日の司法福祉研究の課題—刑事法学の立場から—，司法福祉学，1，20，2001
- 48) 梶村太市：少年の観護措置の要件（基準）を中心として．家庭裁判月報 32（8），11，1980
- 49) 山口幸男：司法福祉論．ミネルヴァ書房，1991
- 50) 前掲 49)．14-16
- 51) 前掲 49)．17
- 52) 前掲 49)．18
- 53) 司法福祉の焦点—少年司法分野を中心として（加藤幸雄，野田正人，赤羽忠之 編），ミネルヴァ書房，1994
- 54) 桑原洋子：仏教司法福祉論構築にむけての試論．仏教司法福祉実践試論—現代家族の危機に 대응—（桑原洋子 編），信山社，3-19，1999
- 55) 前掲 54)．10
- 56) 前掲 54)．11
- 57) 前掲 43)．336
- 58) 前掲 54)．10
- 59) 新法学辞典（杉村敏正，天野和夫 編集代表），日本評論社，470，1991
- 60) 大久保秀子：新訂版 社会福祉とは何か，一橋出版，12，1999（他の著者による社会福祉原論，社会福祉概論においても同様の概念規定がなされている）

# Consideration about the essence and the target domain of judicial social services

Masanori FUJIWARA

Department of Health and Welfare, Faculty of Health Science, Suzuka University of Medical Science

**Key Words:** judicial social services, judicial system, collaboration of executive, civilian and judicial agencies, happy lifestyle, adjustments of rights

---

## Abstract

The purpose of this paper is to organize the preceding research on the definition of judicial social services, and to reclarify the essence of the study of judicial social services and their target domain.

Judicial social services are one field of social welfare study as was advocated by Sachio Yamaguchi in the 1960s. From the 1970s to the first half of the 1980s, in confrontation to the amendments of Juvenile Law, the study of judicial social services was aimed at the construction of theory and practice, which unites specialists who are involved in the protection, reform, education and welfare of youth.

The Japan Society of Judicial Social Services was born in November, 2000. An annual research magazine has been published. From its contents, we can understand that the field of research for judicial social services has spread; now covering domestic violence, law breaking caused by mental disorders, and the protection of those who are receiving social welfare services.

Judicial social services make the role of the judicial system, and the collaboration of executive, civilian and judicial agencies applicable to research, with the goal of producing the “happy lifestyle” (the purpose of social welfare). Therefore the domain of research is as follows:

- 1) Delinquency and crime
- 2) Children, their family and social welfare services
- 3) Aged persons, handicapped persons, their family and social welfare services
- 4) Victims of crime
- 5) Use of judicial services for socially vulnerable groups

One reason the study of judicial social services is needed, is that the concept of the “happy lifestyle” has become broader. Another reason is that the need for adjustments of rights among clients, and with their associates have increased.